

令和7年度琉球大学法科大学院
A日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子 1

民法 [全450点中150点]

令和6年8月31日(土曜日)
9時30分～11時00分(90分)

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子1部、解答用紙6枚、下書用紙2枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。必要があるときは、手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

【問題】

次の事例1、事例2を読んで、以下のそれぞれの設問に答えよ。

法律の適用については、全て現行法の条文の適用があるものとする。

【事例1】

2020年2月1日、X銀行は、A会社に対し金1億円を貸し付け、同債権を担保するために、A所有の甲建物について抵当権を設定した。抵当権設定当時の甲建物賃料は月額250万円（賃借人Yら）であった。なお、賃借人Yらの賃料の支払時期は、毎月末日限り翌月分を賃貸人に振込む方法による約定となっていた。

Bは、Aに対し、6000万円の貸金債権を有していたところ、2023年2月1日、上記貸金債権に対する代物弁済として、2023年3月分から2025年2月分までの賃料債権を譲渡し、その旨賃借人に対し内容証明郵便にて通知し、2023年2月10日、各賃借人に送達された。

2023年12月1日、Aは、X銀行に対する返済を怠り、期限の利益を喪失した。

2024年1月、X銀行は、抵当権に基づく物上代位権の行使として、Aが賃借人Yらに対する賃料について、差押命令を申立て、同差押命令は、2024年1月25日、Yらに送達された。

【設問1】

X銀行が、賃借人Yらに対し、2024年2月分からの賃料の支払を求めたところ、Yらは、Bへの債権譲渡を理由に支払いを拒絶している。

X銀行が、Yらに対し、取立訴訟を提起した場合、Xの請求は認められるか、法的問題を検討しつつ論じなさい（45点）。

【設問2】

賃借人Yらのうちの一人（Y3）は、Zに対し、Aの承諾を得て建物を転貸していたとする。この場合において、X銀行が、Y3のZに対する転貸賃料債権を物上代位に基づく差押えの申立てをした場合、当該申立ては認められるか、法的問題を検討しつつ論じなさい（15点）。

【事例 2】

Aが所有する甲土地上に、Yが所有権登記名義人となっている乙建物が存在する。

【設問 1】

この場合において、Xが、Aより甲土地を取得したとする。

甲土地を取得したXが、Yに対し、乙建物収去及び甲土地の明渡しを求めた場合、当該Xの請求は認められるか、場合分けをし、かつ、法的問題を検討しつつ論じなさい（45点）。

【設問 2】

甲土地を譲り受けたXが、乙建物の登記名義人であるYに対し、乙建物収去及び甲土地明渡の訴訟を提起したところ、Yは、乙建物は既にPに売却しており自らに所有権がないことを理由にこれを拒否したとする。

この場合において、Xの、Yに対する、建物収去土地明渡請求は認められるか、法的問題を検討しつつ論じなさい（45点）。

【出題意図】

事例1の設問1は、抵当権に基づく賃料への物上代位と債権譲渡との優劣という最判平成10年1月30日の理解を問う問題です。

事例1の設問2は、同じく抵当権に基づく賃料への物上代位の問題で、転賃賃料への物上代位の可否を問う問題です。最判

事例2の設問1は、土地譲受人からの建物収去土地明渡請求の可否についての問題であり、物権の絶対性と債権の相対性という性質から原則的には明渡請求が認められる一方で、法が一定の要件の下に、賃借人については対抗力を付与していることをへの理解を問う問題です。

事例2の設問2は、設問1と似た事例ですが、建物名義人に対する建物収去土地明渡請求の可否という最判平成6年2月8日についての理解を問う問題です。

【採点基準】

第1 設問1

1 採点基準賃料に対する物上代位の可否（5点）

賃料に対する物上代位を認めことは、非占有担保である抵当権の性質に反するとしてこれを否定する考えもありますが、最判平成元年10月27日が認めています。賃料は、交換価値のなし崩しの実現であること、民法304条に賃料の文言があり、非占有担保であることは先取特権も同様であること、物上代位は、債務者が債務不履行を犯した場合に行使可能となるので、賃料に対する物上代位を認めても非占有担保としての性質に反することにはならないことなどが理由とされています。

2 将来債権譲渡の可否（5点）

将来債権については民法466条の6において認められています。

ただし、無制限に譲渡できるわけではなく、譲渡の目的とされる債権がその発生原因や譲渡に係る額等をもって特定される必要があるとされています。また、将来の一定期間内に発生し、又は弁済期が到来すべき幾つかの債権を譲渡の目的とする場合には、適宜の方法により右期間の始期と終期を明確にするなどして譲渡の目的とされる債権が特定される必要もあるとしています。

3 債権譲渡と物上代位の優劣（40点）

最判平成10年1月31日に関する理解を問う問題です。

判例は、(1)「払渡又は引渡」という言葉には当然に債権譲渡は含まれないこと、(2) 抵当権の効力は本来的に賃料に及んでおり（最判平成元年10月27日）、抵当権設定登記により対抗力が付与されている（公示されて

いる)ことから、債権譲渡と抵当権の優劣は、抵当権設定登記と債権譲渡の第三者対抗力(467条)の先後により決するという理解に立っています。

なお、物上代位に際して差押手続きは第三債務者の二重弁済の危険からの保護のためのものであるというのが判例の理解です。

4 転借人に対する物上代位(25点)

転借人に対する物上代位の可否について、判例はこれを否定しています(最判平成12年4月14日)。(1)304条の債務者に転貸人も含む解するのは困難であること、(2)物上代位は、物を所有する者の物的責任として認められるものであるところ、転貸人はそもそも物的責任を負担していないことが理由として挙げられています。

但し、例外として、所有者の取得すべき賃料を減少させた場合や法人格の濫用があり、転貸人を所有者と同視すべき場合には認められるとされています。

第2 事例2

1 土地譲受人による建物収去土地明渡請求の可否(45点)

土地譲受人が、当該土地の建物所有者に対し、建物収去土地明渡請求をできる場合、別の言い方をすれば、建物所有者が土地譲受人に対し利用権を対抗できる場合についての理解を問うている問題です。

所有権は物権であり、物権は、誰に対しても矛盾する権利を排除する権利を有しています。一方、債権は相対的な権利であり、契約若しくは債権の相手方に対してのみ主張できるのが原則とされています。

したがって、土地譲受人は、建物所有者が土地譲渡人とどの様な契約をしていたとしてもその拘束を受けない、すなわち、土地所有権の一県央である利用権を侵害している建物所有者に対し、建物収去土地明渡請求権を行使することができるのが原則です。

しかしながら、法は一定の場合、賃借人の利用権に対抗力を付与しており(すなわち、民法605条と借地借家法10条1項)、賃借人は当該対抗力を具備した場合には、例外的に賃借権を土地譲受人に対し対抗することができます。

2 建物名義人に対する建物収去土地明渡請求権行使の可否(45点)

最判平成6年2月8日についての理解を問う問題です。

上記判例は、建物収去土地明け渡し請求は、現実に建物を所有することによりその土地を占拠し、土地所有権を侵害している者を相手とするのが原則であるとしています。

その一方で、(1)建物譲渡人に対して建物収去土地明渡を請求する場合

の、土地所有者と建物譲渡人との関係は物権変更における対抗関係に類似していること、(2) 土地所有者に対し、建物登記に表示如何に関わりなく実質的建物の所有者の探求を強いるのは困難であること、(3) 建物所有者はその所有権移転に際し、登記移転を求めることはさほど困難でないことなどの事情から、土地上の建物所有権を取得したものが自らの意思に基づきその登記を取得した場合には(すなわち所有と登記が一致した状態になった場合には)、たとえ建物を譲渡したとしても、建物登記を保持する限り、土地所有者に対し、建物所有権喪失を主張して建物収去土地明渡義務を免れることはできないとしています。

令和7年度琉球大学法科大学院
A日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子 2

刑法〔全450点中100点〕

令和6年8月31日（土曜日）
11時20分～12時20分（60分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子1部、解答用紙4枚、下書用紙1枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。必要があるときは、手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

【事案】

暴力団組員である X は街中を歩いていると、前方から自らの彼女を奪った V1 が歩いて来た。X は常日頃から V1 を殺してやると思っていたことから、殺害しようとしてピストルを発射した。弾丸は、V1 に命中し即死した。

X は気が付いていなかったが、V1 の傍らには X の彼女であった V2 も歩いていた。その弾丸は、X にとっては意外にも V1 の身体を貫通して、傍らにいる V2 にも命中してしまい V2 も死亡した。

【問題】

あなたは検察官として、X を V2 に関しても殺人罪で有罪にしたいと考えています。ところが、弁護人は、V2 に対する罪として殺人罪は成立しない、せいぜい過失致死罪が成立するに過ぎないと主張しています。

あなたは、どのような刑法上の説明をして、V2 に対する罪として殺人罪が成立すると主張しますか。弁護人の主張に反論を加えつつ、刑法の体系に従って、説明をしてください。

なお、罪数については、V1 に対する罪として殺人罪が成立することを前提として検討してください。

【論点及び配点】

項目		配点
1 V2に関する罪責	(1) 客観的構成要件の検討	15点
	(2) 未必の故意がないこと	10点
	(3) 方法の錯誤の検討 ・ 法定的符合説の規範定立 (10点) ・ 故意責任の本質 (10点) ・ あてはめ (10点)	30点
	(4) 故意の個数の検討 ・ 規範定立 (5点) ・ 理由付け (10点) ・ 科刑上一罪への言及 (5点)	20点
3 罪数処理		15点
4 文章の形式等		10点

【解説】

1 V2に関する罪責

まず、客観的な構成要件を検討すると、「発射」しており、殺人罪の実行

行為は肯定される。また、「死亡」しているので殺人罪の結果も発生している。因果関係が認められることも、いずれの学説に立っても肯定されうる。例えば、危険の現実化説に立てば、「発射」行為には、V2の生命侵害の危険が含まれており、それが現実化したと説明できる。

次に、主観的な構成要件に検討する。まず、「罪を犯す意思」(38条1項本文)の問題であることを示す必要である。「意外にも」とあるので、未必の故意がないことは最初に認定していただきたい。この際には、未必の故意の定義もあわせて説明できるとよい。

その上で、具体的事実の錯誤の中でも方法の錯誤と言われているものの処理が問題となる。具体的符合説あるいは法定的符合説による処理が考えられるが、法定的符合説による処理をするのが判例の立場である。同説によれば同一の構成要件に該当する事実を認識していれば、実現した事実(実現事実)に対する故意責任が肯定される。本問では、V1の死もV2の死も殺人罪という同一の構成要件に該当する事実であることから、故意が肯定される。法定的符合説を論じる際には、故意責任(38条1項本文)の本質に遡って論ずることが重要である。

さらに、故意の個数が問題となるが、法定的符合説から数故意説を説明する必要がある、条文上も故意の個数を観念していないと説明することにな

る。もっとも、これに対しては責任主義に反するという批判もあるので、科刑上一罪（観念的競合）であることを示す必要がある。

2 罪数処理

本問ではV1の処理までは求めなかった。V1に成立する殺人罪と、V2に成立する殺人罪について、観念的競合の関係にあることを示していただきたい。

3 文章の形式等

問題文にもあるように、「刑法の体系」を意識して書いていただきたい。検察官として、客観的構成要件から順次検討をすることが望まれる。その上で、まず触れるべきは条文である。特に、38条1項本文への言及は必須である。また、定義や規範は正確に示すことが必要である。その上で、定義や規範のキーワードときちんとリンクさせてあてはめをしていただきたい。

以上

令和7年度琉球大学法科大学院
A日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子 3

憲法〔全450点中100点〕

令和6年8月31日（土曜日）
13時15分～14時15分（60分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子1部、解答用紙4枚、下書用紙1枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。必要があるときは、手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

次の【問題】を読んで、「設問」に答えなさい。

【問題】

Xは、A県B市に本籍地をおく日本国籍を保持する者である。Xは、マッチングアプリなどで知り合った女性3人から計約1億5千万円をだまし取ったとして詐欺などの罪に問われ、懲役9年・罰金800万円の判決を受け、現在も服役中である。受刑者は、公職選挙法（以下「法」という。）第11条1項2号により選挙権を有しないとされているところ、Xは、202X年の参議院議員通常選挙において、選挙権を行使することができなかった。Xは、①未決収容者には法第11条1項2号の適用がなく、法第48条の2、法第49条により刑事施設に収容されていても選挙権を行使することが可能であること、②憲法改正の国民投票に際しては、受刑者の国民投票権は制限されていないことを踏まえ、公職の選挙権の制限を憲法違反だと考えた。そこで、上記選挙において自らが投票できなかったことについて、国家賠償請求訴訟を提起することにした。

〔設問1〕

法第11条1項2号の合憲性に関するXの立場からの憲法上の主張を述べなさい。なお、国家賠償法上の違法性の論点については論じなくてよい。

〔設問2〕

〔設問1〕で述べられた憲法上の主張に対して想定される反論を簡潔に述べ、その上で、あなた自身の見解を述べなさい。なお、国家賠償法上の違法性の論点については論じなくてよい。

〔資料〕

公職選挙法

（選挙権及び被選挙権を有しない者）

第十一条 次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

一 削除

二 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者

三 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

四 公職にある間に犯した刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十七条から第九十七条の四までの罪又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成十二年法律第三十号）第一条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から五年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者

五 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

（投票所における投票）

第四十四条 選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。

(期日前投票)

第四十八条の二 選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第四十四条第一項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院若しくは少年鑑別所に収容されていること。

(不在者投票)

第四十九条 前条第一項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

日本国憲法の改正手続に関する法律

(期日前投票)

第六十条 国民投票の当日に次に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人の投票については、第五十五条第一項の規定にかかわらず、国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院若しくは少年鑑別所に収容されていること。

解説

公職選挙法第11条1項は、「禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者」(同2号)及び「禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)」(同3号)について「選挙権及び被選挙権を有しない」と規定し、受刑者の選挙権を制限している。近年、上記各規定は、成年者による普通選挙を定めた憲法15条1項及び同条3項等に違反していると指摘されてきた。

判例として挙げるべきものは、在外日本人選挙権訴訟最高裁判決(最大判平成17年9月14日民集59巻7号2087頁)である。同判決は、選挙権ないし選挙権の行使の制限が全面的に行われた事案であり、国民の選挙権の制限は「原則として許されず、国民の選挙権又はその行使を制限するためには、そのような制限をすることがやむを得ないと認められる事由がなければならない」との判断枠組みを示したものであり、本問でもこの「やむを得ない」事由が存在するか否かについて、Xとその反対の立場から検討を進めてもらうことを想定している。本問の公職選挙法第11条1項2号を違憲とする主張に関しては、受刑者の多くは選挙権の行使とは関係のない罪に問われていること、憲法改正手続法は受刑者の投票を認めていることという2点を、いわゆる誘導として問題文中に示している。これらを挙げつつ、違憲と主張するXは、選挙権を制限していることについて「やむを得ない事由」があるとはいえない、と具体的に検討することになる。

これに対して、合憲を主張する側からの反論は、選挙人の資格制限(欠格条項)と選挙権の行使を区別し、「やむを得ない」事由以外の基準をもとに判断すべきとの考えを示すことが考えられる。判断枠組みに言及しない場合は、法的制裁を受けている受刑者の特殊性に照らし、病院・介護施設内の利用者等の不在者投票の場合とは一様に考えられない旨を主張するとか、法律改正と憲法改正のもつ意義の違いなどから「やむを得ない事由」ありとする点を挙げることになる。選挙権の性質・法的性格に関して、選挙人としての地位に基づいて公務員の選挙に関与する「公務」としての側面から合憲とする学説もあることを念頭に、公正な選挙権の行使のための制度構築に関する立法裁量の範囲内とすることも、考えられる。違憲の立場をとる場合は、問題文中の誘導を取り上げてよいが、選挙権行使に必要な情報の収集・提供は受刑者に対して十分に配慮可能であることなど、新たな論拠も付け加えて、設問1での解答との違いを出してもらいたい。

[採点基準]

設問1 公選法11条1項2号の違憲性について (50)

- ・日本国民の選挙権を保障する条文の提示 10
- ・日本国籍の受刑者が、公選法により実際に投票できなくなっており、在外日本人選挙権訴訟判決の射程に入ることの確認 10
- ・「やむを得ない事由」の有無という判断枠組みの提示 10
- ・上記枠組みに基づいた検討を具体的にしていること 20

設問2 公選法11条1項2号の合憲性のポイントと私見の提示 (50)

- ・設問1の憲法上の主張に対する反論の要点の提示 20
- ・上記の主張・反論を踏まえた、具体的な私見の提示 30

令和7年度琉球大学法科大学院
A日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子 4

商法〔全450点中50点〕

令和6年8月31日（土曜日）
14時35分～15時05分（30分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子1部、解答用紙3枚、下書用紙1枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。必要があるときは、手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

令和7年度法務研究科入試A日程問題 商法 30分 50点

【問題】 次の文章を読み、〔設問〕に答えなさい。

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、取締役会設置会社であるが、会社法上の公開会社ではない。甲社の株主構成は、Aが10万株、Bが10万株、Cが15万株であった。甲社においては、令和6年8月、Aの取締役としての任期満了に伴う取締役1名選任の件を議題とし（他の取締役の任期は満了していない。）、Aを取締役に選任することを議案（以下「本件選任議案」という。）とする定時株主総会（以下「本件株主総会」という。）を招集することが取締役会において決定され、必要事項が記載された書面にて各株主に通知された。なお、甲社の定款には「株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。」旨の定めがある。

Cは、弁護士D（甲社の株主ではない。）に代わりに出席してもらうこととし、本件株主総会における議決権の行使その他一切の事項についてDに委任する旨の委任状を作成し、Dに交付した。

〔設問〕 甲社がDによる議決権行使を拒むことができるかについて論じなさい。

【出題趣旨】

株主総会の議決権の行使を委任することができる代理人を株主に限る旨の定款の規定がある場合に株主ではない弁護士が代理人として議決権を行使することの可否を問うことにより、会社法上の重要な制度や判例に関する基本的な理解を前提に、問題点を適切に分析した上で、具体的な事実関係に応じて結論を導き出すことができるか否かを問うものである。

【採点基準】

1. 株主は、会社法上、代理人によってその議決権を行使することができるものとされていること（会社法第310条第1項）の指摘（10点）
2. 他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができるという本件定款規定の有効性及び適用範囲について、判例（最判昭和43年11月1日民集22巻12号2402頁等）を踏まえて検討していること（20点）
3. 本件定款規定の適用範囲を踏まえて結論を出すに当たっては、Cの代理人であるDが弁護士であること、甲社が非公開会社であることなどの本問の事実関係を踏まえ、これらの事実関係がどのように影響するのかについての考察を加えながら検討していること（20点）

民事訴訟法〔全450点中50点〕

令和6年8月31日（土曜日）
15時10分～15時40分（30分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子1部、解答用紙3枚、下書用紙1枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。必要があるときは、手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

A日程【問題】

以下の【事例】を読み【設問】に答えなさい。

【事例】

Xは所有する建物をYに賃貸したが、YがそれをAに転貸した。そこでXは、無断転貸を理由に賃貸借契約を解除し、Yに対して建物の明渡しを求める訴えを提起した。第一審においては、もっぱらXが転貸を承諾したかどうか争われたが、裁判所は承諾の存在を否定して、請求認容判決を言い渡した。それに対してYは、無断転貸を理由に賃貸借契約を解除するためには、その無断転貸を背信行為と認めることができる事情がなければならないが、Xがそれを証明していないのに、第一審の裁判所が請求認容判決をしたのは違法である、と主張して控訴した。

以下は控訴審の担当裁判官Jと司法修習生Rとの会話である。

J：本件では何が問題なのでしょうか。

R：無断転貸があっても、それが背信行為に当たらない限り、民法612条2項の解除権は発生しないとするのが判例です。ただ、背信行為に当たるかどうかの証明責任を、賃貸人と賃借人のどちらが負担するのかははっきりしません。賃貸人（原告）が背信行為に当たることの証明責任を負うのか、それとも賃借人（被告）が背信行為に当たらないことの証明責任を負うのか……。

J：つまり背信行為の証明責任の所在が問題なのですね。それでは、まず一般的な証明責任の分配基準を定立し、その基準を本件事例に適用して、XとYのどちらが背信行為の証明責任を負うのかを検討して下さい。なお、念のために言っておきますが、弁論主義を論ずる必要はありません。

【設問】

あなたが司法修習生Rであるとして、Jから与えられた課題について答えなさい。

【出題趣旨】

最判昭和 41・1・27 民集 20 卷 1 号 136 頁をベースとした問題である。無断転貸を理由とする建物明渡請求訴訟において、転貸借が背信行為に当たるかどうかの証明責任はどちらの当事者が負担するのか、証明責任の分配に関する理解を問われている。解答者は、証明責任の分配基準を定立した上で、本件事案にそれを適用し、妥当な結論を得ることが求められる。

【採点基準】

- | | | |
|---|------------------|------|
| 1 | 証明責任の分配基準 | 20 点 |
| 2 | 無断転貸の背信性の証明責任の分配 | 20 点 |
| 3 | 結論 | 10 点 |